

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	④消費下支え等を通じた生活者支援	市民割生活支援商品券発行事業	①食料品等の物価の高騰による負担増を踏まえ、市民生活の負担軽減及び市内における消費低迷の緩和を図るため市内共通商品券を交付する。(使用期限:令和8年9月30日) ②商品券(6千円)の交付・換金、消耗品(文書保存箱、宛名シール)、印刷製本費、通信運搬費、電算処理委託料、時間外手当 ③補助金202,554千円(6千円×34,100人×99%)、消耗品費284千円、印刷製本費1,762千円(商品券印刷(35,000冊)1,487千円、ポスター印刷(570枚)55千円、チラシ印刷(18,000枚)220千円)、通信運搬費10,685千円(商品券発送:620円×17,000通、協力店通信費:110円×500通、180円×500通)、電算処理委託料1,060千円、時間外手当252千円)	R8.1	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援		可燃ごみ専用袋配布事業	①物価高が続く中でごみ収集指定袋(可燃ごみ専用)を配布することにより、住民の生活を支援する。 ②ごみ収集指定袋の作製及び配布に係る需用費、役務費、委託料 ③消耗品費300千円、印刷製本費131千円、通信運搬費5,111千円、委託料7,779千円(ごみ収集指定袋作製7,443千円、ごみ収集指定袋封入112千円、宛名シール・名簿作成224千円)	R7.6	R7.11
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		農業者経営継続支援事業(国のR7予備費分)	事業番号8と同一事業 ①国際情勢の影響等により農業経営に係る経費が高騰し、大きな負担が生じている農業者等に対し補助金を交付することにより、市内における農業経営の維持及び継続を支援する。 ②令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に要した種苗費、肥料費、農薬衛生費の一部(10%)に対する補助金(上限20万円) ③補助金11,713千円(30千円×25件=750千円、43千円×1件=43千円、60千円×32件=1,920千円、150千円×20件=3,000千円、200千円×30件=6,000千円)(うち、国のR7予備費充当分6,181千円) ④(1)市内に住所を有する農業者又は市内に主たる事務所を有する法人、(2)農業による所得の申告を行っている(新規就農者にあつては、認定新規就農者である)こと、(3)今後も継続して市内で農業経営を行う意思を有するもので	R7.9	R8.2
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援		農業者経営継続支援事業(国のR7補正予算分)	事業番号7と同一事業 ①国際情勢の影響等により農業経営に係る経費が高騰し、大きな負担が生じている農業者等に対し補助金を交付することにより、市内における農業経営の維持及び継続を支援する。 ②令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に要した種苗費、肥料費、農薬衛生費の一部(10%)に対する補助金(上限20万円) ③補助金11,713千円(30千円×25件=750千円、43千円×1件=43千円、60千円×32件=1,920千円、150千円×20件=3,000千円、200千円×30件=6,000千円)(うち、国のR7補正予算充当分5,198千円) ④(1)市内に住所を有する農業者又は市内に主たる事務所を有する法人、(2)農業による所得の申告を行っている(新規就農者にあつては、認定新規就農者である)こと、(3)今後も継続して市内で農業経営を行う意思を有するもので	R7.9	R8.2
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援		飼料等高騰対策事業	①飼料価格等の高騰の影響を受けている畜産農家に対し、補助金を交付することにより、畜産経営の安定及び継続を図る。 ②令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に支出した対象経費(飼料費、動力光熱水費の合計額)に対する補助金 ③補助金13,900千円(乳用牛・肉用牛農家13件×上限1,000千円、成豚・採卵成鶏農家3件×上限300千円)(うち、10,058千円に交付金を充当) ④(1)支給対象年の1月1日より継続して市内に主たる事業所等を有する法人、団体、又はいすみ市に住所を有する畜産農家。(2)今後も継続して市内で畜産経営を行う意思を有	R7.4	R8.3
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		エネルギー価格高騰対策支援事業	①エネルギー価格の高騰により経費負担が増加している中小企業者等に対し補助金を交付することにより、負担軽減を図り事業継続を支援する。 ②令和7年7月分から同年9月分までの電気料金及び燃料費(ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代及びLPガス代をいう。以下同じ。)のうち、事業経営に係る経費として支払ったものに対する補助金(補助対象経費の合計額に115分の100を乗じた額に0.15を乗じて算出した額とし、常時使用する従業員が6人以上の中小企業者等にあつては600千円を、常時使用する従業員が5人以下の中小企業者等にあつては300千円を限度とする。) ③補助金39,172千円(6人以上法人90件、5人以下法人310件) ④(1)市内に住所又は主たる事業所を有すること。(2)令和6年度以前から継続して市内において事業を営んでいるこ	R7.7	R8.3
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		タクシー事業者事業継続支援事業	①長引く燃料価格の高騰及び運転手不足による影響を受け、経費負担が増加し、厳しい経営環境にあるタクシー事業者の負担軽減を図り事業継続を支援することにより、市内における公共交通を維持する。 ②タクシー事業者への補助金 ③補助金600千円(300千円×2社) ④市内に営業所又は待機所を有し、事業用自動車を配置しているタクシー事業者	R7.4	R7.8

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費補助事業	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学校児童生徒の学校給食費を全額補助する。 ②小中学校児童生徒の給食費に対する補助金 ③補助金87,675千円(教職員の給食費を含まない。) 【市立の小中学校に在籍する児童生徒】 小学校(1食あたり270円、児童数1,146人) 中学校(1食あたり300円、生徒数677人) 【市立外の小中学校に在籍する児童生徒】 当該学校の給食費の全額×50人 (うち、82,414千円に交付金を充当) ④市に住所を有する小中学校児童生徒の保護者	R7.4	R8.4以降
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	④消費下支え等を通じた生活者支援	消費喚起市内プレミアム商品券事業	①物価高騰により食料品等の値上がりに対する家計の負担緩和と地域における消費下支えのために、商工会が発行するプレミアム商品券に対して補助することにより、市民生活を支援する。 ②プレミアム分(10%、1千円)の上乗せに対する補助金 ③補助金13,000千円	R7.9	R8.4以降
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		社会福祉施設等物価高騰対策事業(児童福祉施設)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の児童福祉施設等を支援し、経済的負担の軽減と安定的な事業の運営を維持する。 ②児童福祉施設等への補助金及び事務費 ③補助金120千円(県補助金の対象施設15千円×2施設=30千円、県補助金の対象外施設30千円×3施設=90千円)、役務費(振込手数料1千円) ④市内に所在する児童福祉施設等	R8.1	R8.4以降
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		社会福祉施設等物価高騰対策事業(介護施設)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の介護施設事業所を支援し、経済的負担の軽減と安定的な事業の運営を維持する。 ②介護施設事業所への補助金及び事務費 ③補助金21,900千円(入所系事業所17千円×定員(28事業所)、通所系事業所40千円×10事業所、通所系介護事業所105千円×12事業所、訪問系介護事業所105千円×34事業所、介護タクシー事業所35千円×10事業所)、時間外手当80千円、役務費22千円(振込手数料11千円、郵便料11千円) ④市内に所在する介護施設事業所(94事業所 介護サービス)	R8.1	R8.4以降
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		社会福祉施設等物価高騰対策事業(障害福祉施設)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の社会福祉施設等を支援し、経済的負担の軽減と安定的な事業の運営を維持する。 ②社会福祉施設等への補助金及び事務費 ③補助金3,678千円(県給付金の対象施設(入所系障害者支援施設(2施設)15千円×92人=1,380千円、グループホーム等(14事業所)11千円×128名=1,408千円、通所系障害者(児)事業所15千円×23事業所=345千円、訪問系障害者(児)事業所5千円×9事業所=45千円)、県給付金の対象外施設(通所系障害者(児)事業所30千円×12事業所=360千円、訪問系障害者(児)事業所10千円×14事業所=140千円)、口座振込手数料10千円(132円×69件)、郵便料6千円(85円×69通)、時間外手当60千円(3千円×1人×20時間)	R8.1	R8.4以降